

令和3年12月9日

船橋市議会議長 渡 辺 賢 次 様

留保者 朝 倉 幹 晴  
賛成者 川 井 洋 基  
松 崎 さ ち

### 少 数 意 見 報 告 書

建設委員会において留保した少数意見を、会議規則第108条第2項の規定により、次のとおり報告します。

#### 記

1. 陳情第33号 海老川水系の水害の心配がないまちづくりに関する陳情
2. 意見の要旨

陳情者が言われるように、海老川上流部開発計画がその下流域の水害の危惧を増大させている可能性や、県の海老川調節池計画の進展が遅いことに危惧を持たれるのは当然のことである。それに対して、資料の公開等だけでなく、直接説明を受け質疑ができる説明会の開催をすることで、より幅広く市民の声を受け止めることができると考えられるので、本陳情は採択すべきである。